

(使用上の注意)

第 6 条 乙は、駐車場を善良な管理者の注意を持って使用するものとし、次の各号を厳守しなければならない。

車両は、契約した車室以外には置かない。通路は常時充分に空け、他者の出入ならびに通行を妨げない。

駐車場は、常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物の持込及び定位の境界を侵害ならびに駐車場でアイドリング等騒音など、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切行わない。

無断で契約者以外の車を駐車しない。尚、契約車には甲指定の駐車証等を見やすい場所に必ず明示する。

賃借権の譲渡及び転貸は絶対に行ってはならない。

(契約の解除)

第 7 条 乙が、下記の各号のいずれかに該当した場合は、甲は本契約を解除することができる。

乙が本契約の条項の 1 つにでも違背した場合、または管理規則に度々違背した場合。

乙が使用料等その他関係諸費用の支払いを 1 ヶ月以上怠った場合、または度々遅延した場合。

乙が駐車場の使用にあたり、実態に著しい変更があり、甲が不相当と認めたととき。

契約書に虚偽の記載があった場合、またはその他不正な方法により駐車場を使用した場合。

その他上記以外の事由により、乙が甲との信頼関係を著しく損なわせた場合。

(免責事項)

第 8 条 乙の車両に対し、駐車場で他車等による事故が発生し、或いは、天災地変等による損害ならびに火災、盗難等が発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第 9 条 乙が下記の各号のいずれかに該当した場合は、損害賠償の責めに任ずるものとする。尚、乙が損害賠償を支払わなかった場合は、敷金をもって弁済に充当することができるものとする。

使用者・運転者・同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場、またはその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた場合。

その他、本契約に定める義務を履行しないこと等により、甲に損害を与えた場合。

(不正駐車)

第 10 条 乙は、自らが契約した車室に他車が無断駐車している場合は、自らが警察に連絡をとり排除することとし、損害賠償等を甲に申し出ないこととする。

(料金改定)

第 11 条 甲は、経済情勢の変動、公租公課の増額、近傍類似駐車料金との比較、駐車場施設の変更及び契約内容等の変更等、本契約で定めた駐車料金が不相当となった場合は、契約期間中であっても 2 ヶ月前の予告期間をもってその額を改定することができるものとする。

(明渡し)

第 12 条 契約の解除、解約及び契約期間満了後、乙が無断で車を駐車している場合、乙は、駐車場使用料相当の損害金として 1 回につき 5 万円を甲に支払うこととし、速やかに駐車場より退室することとする。

(契約の解約)

第 13 条 甲もしくは乙の都合により本契約を解約する場合は、必ず 1 ヶ月前に相手方に通告し期間満了と同時に本契約は終了するものとし、乙は完全に駐車場を明渡しこととする。万一、乙が 1 ヶ月以上前に通告なく解約した場合は、甲は敷金を返還しないこととする。尚、土地所有者より駐車場用地の返還請求があり、これを甲が所有者に返還しなければならない場合、本項を適用せず、本契約は甲より解約の通知があったと同時に終了するものとする。

(裁判所の指定)

第 14 条 本契約に関し、調停もしくは訴訟等が必要になった場合の申立及び提訴は、本駐車場所所在地を管轄とする簡易裁判所もしくは地方裁判所とする。

(信義則)

第 15 条 本契約は、甲乙双方誠実に履行するものとし、本契約に定めのない事項、または本契約の各条項に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議解決するものとする。

(機密の保持)

第 16 条 甲は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の機密を第三者に漏洩しないものとし、本契約終了後も同様とする。

上記契約の証として本契約書を 2 通作成し、甲乙各自記名、捺印の上各 1 通を所持する。

平成 年 月 日

貸主 (甲)	住所	東京都渋谷区富ヶ谷 1 - 2 8 - 1
	氏名	株式会社エヌ・ティ・ティ・ル・パルク 代表取締役 福重 光秀 印
借主 (乙)	住所	
	氏名	印

駐車場管理規則

当社駐車場をご利用して頂く上で、「月極駐車場使用契約書」に付随し、駐車場の使用にあたりお客様に安全で安心してご利用して頂く為の基本的事項として本駐車場管理規則を定めておりますので、必ずお守り頂くよう宜しくお願い申し上げます。なお、規則違反が度重なりますと、契約解除となる場合がありますのでご注意ください。

使用細則

1. 駐車場利用のお客様のご迷惑となります自動車・二輪車等の不法駐車は絶対に行わないで下さい。
2. 近隣居住者に危険・迷惑等の念を抱かせる行為（アイドリング・高音での音楽等）、その他公序良俗に反する行為は行わないで下さい。
3. 駐車の際には、必ず契約している車室番号に駐車してください。なお、駐車証のある駐車場をご利用のお客様につきましては、必ず駐車証を車外から見える場所に置いてください。
4. 事故等の原因となりますので、荷物、ゴミ等については、駐車場（車室）内に放置しないで必ずお持ち帰りください。
5. 賃料は、定められた期日までに必ず納入願います。万一指定日までに入金がない場合は、契約の解除（契約書第7条）となりますので宜しくお願い致します。
6. その他、ご利用にあたり他のお客様ならびに近隣居住者の方への迷惑行為については、一切行わないようお願い致します。

「月極駐車場使用契約書」（見本）の内容について下記ご了承下さい。

- ・駐車場の形態・場所等により実際と異なる場合があります。
- ・内容は予告なく変更する場合があります。